明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件（**国家公安委**五）　一
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**三）　二
○除籍が滅失した件（**法務**四五）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**三四五～三五二）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**三五三～三五八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**三五九～三六四）　四
○農薬を登録した件（**同**三六五）　五
○ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一一二）　五
○駐留軍用地特措法第五条に基づく土地の使用認定に関する件（**防衛**三四、三五）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**一九）　七
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**一八）　七

〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
法務省　最高裁判所
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、公示送達、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第七条第二項に基づく使用の認定関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　八
会社その他　三五